

公益社団法人岡山県柔道整復師会
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人岡山県柔道整復師会（以下「本会」という。）の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、一旦納入された入会金並びに各会費については、いかなる事由があろうとも返還しないものとする。

(入会金)

第2条 本会の入会金は次の通りとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 正会員 | 100,000円 |
| (2) 賛助会員 | 30,000円 |

(会費)

第3条 本会の年会費は、次の通りとする。

- | | | |
|---------|------|---------|
| (1) 正会員 | 定額会費 | 30,000円 |
|---------|------|---------|

定率会費	前々年における療養費請求額相当分に理事会において決定する料率を乗じた金額。ただし、新人会員については、理事会は別の算定方法を定めることができる。
------	--

- | | | |
|----------|------|---------|
| (2) 賛助会員 | 定額会費 | 10,000円 |
|----------|------|---------|

- | | | |
|----------|------|----|
| (3) 名誉会員 | 定額会費 | 免除 |
|----------|------|----|

定率会費	療養費の請求を認められた者については、正会員に準じ、理事会において決定する算出方法による金額
------	--

(入会金、会費の納期及び納入方法)

第4条 会費の納期及び納入方法は、次のとおりとする。

1 入会金

(1) 正会員の支払うべき入会金

- ① 本会の入会金は、入会時に一括して支払うものとする。振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。
- ② 相続および譲渡する場合、第2親等以内の関係にあるものは免除とする。
- ③ 改定日に継続して正会員であるものは免除とする。

(2) 賛助会員の支払うべき入会金

- ① 本会の入会金は、入会時に一括して支払うものとする。振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。
- ② 賛助会員が正会員に移行する場合は、その差額7万円を一括して移行日に追加して支払うものとする。振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。
- ③ 相続および譲渡する場合、第2親等以内の賛助会員が正会員に移行する場合は免除とする。
- ④ 改定日に継続して賛助会員であるものは免除とする。

2 本体会費

(1) 正会員の支払うべき定額会費

毎年度始めに一括して支払うものとし、月末送金額より控除する。控除できない場合は、振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。

(2) 正会員の支払うべき定率会費

年額を12ヶ月に分割し、これを毎年4月から翌年3月まで毎月末日に（末日が本会の休日に該当するときは、前日以前の直近の営業日とする。）月末送金額より控除する。控除できない場合は、振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。中途退会者についての本体会費は、退会月を以って終了とする。

定率会費は次の通り定める。ただし、以下の項目に該当しない場合や同一施術所における名義変更、施術管理者変更等については、理事会において別途協議するものとする。

- ① 施術管理者は、前々年1月～12月分の保険取扱総額に応じて4段階に分け、所定の率を乗じた額とする。
- ② 実績のない施術管理者については、前々年1月～12月分の保険取扱総額が確定するまでは、前の月の保険取扱総額に対し、前項所定の率における最低率を乗じた額とする。
なお、新たに分院を開院した場合も同様とする。
- ③ 徴収方法として、第2項第2号①は確定額を月割り計算し、4月末より毎月末に、第2項第2号②は翌月末に会長委任払いの送金額から控除する。
なお端数処理は、第2項第2号①は毎年度4月末に行うものとする。

(3) 賛助会員の支払うべき定額会費

- ① 毎年度始めに一括して支払うものとする。振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。

- ② 賛助会員が正会員に移行する場合は、その差額2万円を一括して移行日に追加して支払うものとする。振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。

(定率会費の料率の変更)

第5条 定率会費の料率は、理事会において決定することができる。

- 2 変更した料率で計算した、各会員の定率会費の確定額については、文書により通知するものとする。

(中途入会及び中途退会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途において入会した正会員、賛助会員の支払うべき当該事業年度にかかる年会費は、理事会において入会が承認された月に一括して支払うものとし、振込もしくは持参払いにて支払うものとする。振込手数料は自己負担とする。

また、中途退会における定率会費については、中途退会月を以って終了とする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、会員から入会金及び年会費の免除の申請があった時は、審議の上相当の事由があると認めたときは、入会金及び年会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改定 平成 30 年 4 月 1 日